

## 法令上の制限②

### 建築基準法(前半) 単体規定

#### ○×式確認問題

#### 【解答・解説】

- 1 都市計画区域外において建築物を新築する場合には、当該建築物の用途、構造または規模にかかわらず、建築確認を受ける必要がある。  
都市計画区域外は、特殊建築物・大規模建築物が確認を受けなければならない
- 2 鉄骨造2階建て、延べ面積が $190\text{m}^2$ の事務所において増築をしようとする場合、その増築に係る部分の床面積の合計が $18\text{m}^2$ の場合には、建築確認を受ける必要はない。  
増築後の面積が $208\text{m}^2$ であるし、また、鉄骨造2階建ては大規模建築物なので、確認が必要
- 3 木造3階建て、延べ面積 $500\text{m}^2$ 、高さ13mの一戸建ての住宅を新築する場合、建築確認を受ける必要はないが、大規模の修繕をする場合は建築確認を受けなければならぬ。  
木造3階建ては大規模建築物であるから、新築も大規模修繕も建築確認が必要
- 4 木造2階建て、延べ面積 $400\text{m}^2$ 、高さ13mの一戸建ての1階部分(床面積 $250\text{m}^2$ )のコンビニエンスストアを一般住宅に用途変更する場合、建築確認を受ける必要がある。  
用途変更は、変更後の用途について確認要請があるため、住宅への用途変更であれば確認不要。
- 5 集会場を用途変更して公会堂(その床面積の合計 $300\text{m}^2$ )にしようとする場合、建築確認を受けなければならない。  
集会場から公会堂への変更は類似の用途により、用途変更に該当せず、確認不要
- 6 建築確認申請の手続きは、指定確認検査機関も行うことができ、指定確認検査機関の確認を受けたときは、建築主は、建築主事にその旨を届け出なければならない。  
このような規定はない。指定確認検査機関で確認を受けた場合は、指定確認検査機関が、建築主事に報告することになっている

建設確認を要する工事が特定工程を含む場合には、当該特定工程にかかる工事を終えた場合には、中間検査を受けなければならず、中間検査合格証の交付前でも、軽微な工事であれば、工事を続けることができる。

中間検査合格証の交付後でなければ、軽微な工事でも工事を続けることはできない

建設確認を受けた建物の建築工事の施工者は、工事現場の見やすい場所に、建築確認を受けた旨の表示することを要しない。  
表示しなければならない

建築主は、建築主事が確認の申請について不適合の処分をした場合、建築審査会に対し、審査請求をすることができるが、その裁決に不服がある場合に、再審査請求をすることはできず、訴訟を提起しなければならない。

建築審査会の裁決に不服があれば、国土交通大臣に対し、再審査請求をすることができるので、訴訟を提起しなければならないわけではない。訴訟については、建築審査会に審査請求をせずに、することもできる

建設協定は、都道府県が条例で定めた一定の区域に限って、締結することができる。  
都道府県ではなく、「市町村」が条例で定めた一定の区域に限り締結できる